

荒尾市上下水道運営審議会・議事録要約版

日時：令和3年7月15日（木） 10時00分～12時00分

場所：荒尾市役所 31号会議室

出席委員（敬称略）	近畿大学 経営学部 教授	浦上 拓也
	有明工業高等専門学校 創造工学科 准教授	加藤 浩司
	女性ネットワーク荒尾	深浦 淳美
	荒尾商工会議所	江崎 光恵
	荒尾市食生活改善推進員協議会	田頭 スエカ
	荒尾市地区協議会会長会	田中 一大
	肥後銀行 荒尾支店長	福永 健
	EY 新日本有限責任監査法人	西 秀雄
	荒尾市総務部長	石川 陽一

配布資料：

- 資料1 水道料金見直しの方向性について（修正版）
- 資料2 水道料金改定の考え方について
- 資料3 水道料金改定額一覧表（Aタイプ 逦増料金維持タイプ）
- 資料4 水道料金改定額一覧表（Bタイプ 逦増料金緩和タイプ）
- 資料5 水道料金改定額一覧表（Cタイプ 逦増料金廃止タイプ）
- 資料6 水道料金見直しに向けた審議会のスケジュール（案）

1. 開会

（事務局） 定刻になりましたので、これより令和3年7月荒尾市上下水道事業運営審議会を開式といたします。本来であれば、4月の22日に予定しておりました本審議会ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により皆様の活動拠点が緊急事態宣言地域であったり、まん延防止等重点指定地域に指定され、3ヶ月ほど開催ができない時期がございました。また、3月の審議会の際に、料金改定の算定根拠の中に減価償却費、資産減耗費等を含めたところで再度計算を行う事といった宿題もいただいておりますので、その振り返りも含めて前回の資料をつけさせていただいております。この資料に関しましても再度ご説明させていただきます。（資料の確認）

それでは議事に入らせていただきます。荒尾市上下水道事業運営審議会条例

第5条第2項に基づき、ここからは浦上会長に議長として進行をお願いしたいと思います。浦上会長よろしくお願いいたします。

浦上会長挨拶

(浦上会長) さて、本日は大変重要な審議がございますので、ぜひ活発なご意見を出していただきますようお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より前回の議事の説明がありますので、事務局よりお願いします。

(事務局) 3月の議事録の確認及び前回資料修正について説明。

2. 議題

(1) 水道料金見直しの方向性について

(浦上会長) それでは議事に入りたいと思います。議題の(1)水道料金見直しの方向性について事務局より説明をお願い致します。

(事務局) 資料1 水道料金見直しの方向性について(修正版)の説明

(浦上会長) ありがとうございます。今の説明につきまして、どなたかご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(委員) 新しい料金体系として、6パターン作成してありましたが、この財政シミュレーションについては今の体系額をもとにシミュレーションしているのか、それとも新しい体系を見越してのシミュレーションしているのかがわからなかったのですが。

(事務局) このシミュレーションは例えば10%の改定であれば、令和4年度の給水収益に10%を足したところで改定しておりますので、新しい体系でのシミュレーションとなります。

(委員) 新しい料金体系ではない。単純に前の料金表で計算されているもので、単純に収益を10%増やした金額が入っているものではないですか。

(事務局) 先ほどの説明は間違いでした。現在の料金体系に10%を足したものになります。

(委員) たとえば今の収益を新しい体系にしたときにどれくらい差額があるのかな

と思ったので。

(事務局) 新しい料金体系については、資料2から出てきますので、まだ金額は資料1には出てきません。従って資料1は新しい料金体系にしましょうと口径別にしたいという説明になります。

新しい料金体系をどれぐらいにするかと口径別の料金をいくらにしましょうは次の資料2からになります。

(委員) シミュレーションにでているので、新しい料金体系になったときに本当にこのグラフのようになるのかなと気になりましたので。

(浦上会長) これは料金収入を10%増やしただけのシミュレーションなので、家庭用ではどれくらいの変化になる等の話はここには入ってなくて、次での話になります。

(委員) わかりました。

(委員) 16ページですけど、1,155円から仮に1㎡あたり33円上がるとの記載があるが、元々の1,155円の算定根拠は何でしょうか。水道管の更新やメーターの交換等の費用から算定されたものであろうかと思いますが。

(事務局) 第1回の資料で水道料金の料金表で、水道料金の変遷がございましたが、平成3年に今の1,155円となり、昭和63年は基本料金が870円がとなっております。前の基本料金をベースに今度何%UPしなければならぬかで金額を算定しております。

(委員) 今の料金表に代わるときに、基本料金も料金改定分に併せてUPしたとの認識でいいですか。

(事務局) 基本料金の考え方がありますが、最低限の改修費等を回収する意味もあると思いますが、普及の目的や公衆衛生上安全な水をどんどん使用していただくため、基本料金の設定がなされたと考えています。金額については、各自治体でまちまちではありますが、荒尾市においても当初の昭和32年は8㎡までが120円で、料金改定のたびに少しずつ基本料金を上げていき、前回の平成3年に現在の1,050円になったものであります。

(浦上会長) 根拠を求めると、基本料金は従量料金と違い、基本的には固定費用を回収する費用で、従量料金は、使った分だけ費用負担を求めるものですが、水道や下水道、ガスや電気も同じですが、固定資産が物凄く大きいので、固定資産分を基本料金で取ってしまうと多分1,000円どころではすまなくなって、おそらく10倍以上になってしまうと思われます。結果的に基本料金を抑えるために、従量料金のほうで、固定費用も回収させていただく、しかもここは用途別なので大口さんのほうから固定的な費用の大きな部分を回収させていただく。全体としてのいくら必要なかは、水準の話になり、それをどの需要区分にいくらずつ収めていただくかが料金体系の話になり、これからの議論になってくる。

基本料金をいくらにするかは、結果的に負担の割合もありますけども、その調整をどのようにするのかを各自治体が工夫をされているところで、私もなぜ1,155円なのかは考えるところではありますが、先ほど事務局がおっしゃったように、できるだけ家庭の皆さんがそれほど負担感と思わないレベルで、段階的に上がってきたところではあると思いますが、本来あるべき基本料金より安くしていただいているのが、実際のところ。また後で出てくるとは思いますが、家庭用については、今回の料金改定では一切触らず、ご配慮いただいているようです。

(浦上会長) そのほか、何かご質問等ございませんでしょうか。

(浦上会長) 今回修正版を出していただきましたけれども、最後のページにあります前回皆さまにご議論・ご承認いただいたところについては、何も変わっていません、以前ご質問のあった減価償却費について、前回料金の算定のところで、テキスト通り入れてくださいといったところで計算してもらったところ、41%の不足額となりまして、前回ここが15%で、不足額も15%できれいに一致していたのですが、テキスト通りにきちんと減価償却費を入れて計算してくださいと宿題を出していたところでもあります。

計算の結果、41%不足しますが財政シミュレーションを行い、5年間の料金算定期間で考えたところ、やはり15%が妥当ではないかとなったものです。その判断基準としては、5年間の収支が黒字であることと資金残高が料金収入の6か月分ほどあるとのことで、資金残高が6か月分あった方が望ましいということは、将来の投資のための資金をもっていることとあわせて、リスクに対する備えと言う意味でも、料金収入の6か月程度の内部資金を保有することが経営上妥当であろうという話でしたので、今回の料金改定は15%程度であろうとのことでした。前回議論でご承認いただき

ましたが、この5つの項目について、改めて審議会としては、承認いただくことでよろしいでしょうか。またご不明な点があればご指摘いただきたいのですが。

(委員) 本当に5年後まで赤字にならないのか不安で、さっきのシミュレーションどおりにいくのでしょうか。

(事務局) 資料1の7ページをご覧ください。収益的収支が令和8年度までは、利益が出ているようなシミュレーションになっております。5年間は維持できるような形になります。

(浦上会長) 荒尾市におかれましては、水道料金収入はこれから将来的に下がっていくと考えられており、避けられない現実と認識されています。人口も減少しますし、世帯当たりの使用量も減っていくものですが、それに対して逆に維持管理に関する費用がどんどん右肩上がりに経営を悪化させていってしまいます。この現状を打開するには、水道料金を上げざるを得ない状況に来ており、先ほど料金算定期間5年とされていましたが、5年間収支が整っていればいいとされるのが、水道事業会計のため、5年毎に見ていきましょと、確かに先ほどのご指摘がありました通り、不安だとのことなので、5年毎に料金を見直していくことを今後ずっと続けていくことになる。もちろん、毎年収支状況の確認も必要です。このような状況になったのもここ数年のことなので、私たちが初めて直面するものであり、これからどう解決していくかを議論させていただくこととなります。よろしいでしょうか。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(浦上会長) では、今回修正した資料を踏まえて、改めて承認させていただきたいと思えます。ありがとうございます。
それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2 水道料金改定の考え方についてご説明をお願いします。

(事務局) 資料2 水道料金改定の考え方についての説明。資料3、資料4、資料5も含めて説明。

(浦上会長) はい。ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明につきまして、どなたかご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(委員) 最後のまとめではなく、A・B・Cを比較して見た時に、AとBはさほど一般家庭の値段は変わらないと言う理解でいいのか。一般家庭の方の負担は、少しずつA・B・Cに向かって減っていく。結果としてBがいいという話なのですが、いろいろ見比べていて、特徴のところだけ見ていたのですが、資料1の4で一番水道料金を使われる方で60万UPする。前は年額500万円で負担が減りますよとの話になるのですが、この分については、どこでフォローしているのでしょうか。

(事務局) 従量料金が1から10m³のところ、AとBが10円違います。

(委員) 結果として、どこに負担がかかってくるようになるのでしょうか。その他の持続性も含めどのような方たちがお負担していくようになるのかが気になります。

(事務局) 負担としては、一般家庭で数百円、事業者で数千円、大企業などの大口の方は数万円となっていきます。

(委員) Bのタイプだとどのような方が負担していくようになるのでしょうか。

(事務局) Bのタイプは、全体的にご負担していただくような形になります。

(委員) 全体的に平均化するのですか。AとCは極端であったため、わかりやすかったのですが。

(事務局) 荒尾市の場合、1m³から10m³までの間のところの方が、非常に多い件数で大きな割合を占めております。AよりBの方が1m³あたり10円高くなっている。そこが、AとBの違いであり、そして使用水量の多い方からは緩和しているタイプとなります。

(委員) Bのタイプは平たく言えば一般家庭も含めて平等化しているのがBとの認識でいいですか。

(委員) 委員がお懸念されているのは、おそらく15%上げると月の料金が6,000万円から7,000万円になり、その上がった月額1,000万円がどうゆう配分になるかなとのお話ではないかなと思います。

A タイプだと大企業が多く負担してくれるからすごくいいのかなと思われるけど、大企業の負担が大きくなって、もしかしたら企業が荒尾市から出て行ってしまう懸念があるのかなと。

それを含め質問ですが、B タイプの2ページと3ページを見たときにこの平均改定率とは、改定率を単純に平均化したものと考えていいのか。

(事務局) 0 m³を抜いて平均化したものになります。

(委員) なるほど。そうするとこのBタイプは、おそらく誰が負担するのかとカテゴリーをつけていったときに口径でカテゴリーをつけて平均化に15%増えていたら全体的に増えたと話になるかと思いますが、単純平均だとこの6区分を足したところでは15%に行かない。青いところは24%増えているが、ほかのところは15%増えていってないので、全体的に15%上がっているように見えない。

一方で、この資料では、例えば差額と件数の掛け算をすることで負担状況が見えてくるのではないかと思います。加重平均でどこのカテゴリーが増えているのかと総量で金額を示すと、この緑・オレンジ・青の線でどこがこの月額1,000万円を負担しているのかが見えやすくなるのかなと思います。今いない方や件数0の人が沢山いますので、どこの口径のカテゴリーの方が負担しているのかがわかるし、いままで10 m³使ってもタダだった方の負担が増えていって、半分以上行くと10%を超える。5 m³以上使っている方は15%以上の負担率になるのではないか。どちらかと言うとこの緑のところ負担が集まっていくような見え方になるのではないかなと思います。

(事務局) この緑のところの水道メーター20 mm以下の一般家庭用では13.8%になるので、ほぼ15%に近い数値になります。

(委員) 15 m³以上のところに件数が多いと思いますが。

(事務局) この15 m³は、11 m³から15 m³の方の件数になります。10 m³までは、10 m³だけの方で、16 m³から20 m³の方が20 m³に記載しています。

(委員) 20 mm以下の一般家庭の利用者で、15 m³以上から20 m³までの方の改定比率が約23%あり、その水量の方が荒尾市にたくさんいる見え方になるので、そこの方々の料金の負担になるのかなとそのような気がします。

(事務局) この改定率は、単純に平均化しているものであり、件数までは出ていないです。件数を考慮していない割合で出しています。

(委員) そうすると料金改定差額と件数の掛け算をして負担額の変化を見せることで、その月額1,000万円がどのカテゴリーで負担したのかが見えやすくなると思いますし、そこでご納得していただけるかどうかの形になるのかなと思います。

(浦上会長) 2ページ、15㎡の下、5㎡ごとの件数の合計があるが、単純に掛け算してもちょっと出ない。単純に掛け算したなら大まかな負担区分はわかるかもしれない。4,000円に500円をかければ、200万なので、5分の1はここで払ってもらっているようになるので。

(委員) この基本料金の考え方ですけど、16市町村平均を用いて金額を算出していると思いますが、これを見て決められたと認識でいいのですよね。

また、比較をするというなかで、市民の負担や企業誘致等もかかっていくものですが、大牟田市と比較して荒尾市の大口は安いと見えますが、そこはどのような考えをお持ちですか。

(事務局) 初めて口径別の料金を設定するにあたって、企業さんへの説明もまだできていない状況であるので、まず初めに設定する際に、平均よりかは安くするよう設定を行いました。

(委員) 大牟田市を除いた平均ではどうなるのでしょうか。

(事務局) 料金設定が下がるのは間違いないです。今回初めて口径別料金の設定を行うことで高く設定を行いにくいと考えたところもあります。

(委員) 先ほど他の委員さんの話があったとおり、どこに負担させるのか。結果として、広く薄くとっていきような感じになるのではないかなと。先ほどもありましたが、大企業の負担がAタイプに比べると負担が少なくなるなかで、果たしてそれでいいのか。本来大企業が出ていかないためにそうなると思うのですが、これ以上設備投資をしていく中で考えたところ出ていかないだろうと。中規模・小規模の事業者が、工場等を建てるということになると、25・45・50の負担が少ない方がいいのかなと思います。

それでいくと B タイプは、平均改定率からすると小さいので、それはいいのだけれど、一方で広く薄くのところがと大企業の負担のところが負担割合がこれでいいのかと疑問に思います。ただ実額としては 330 円とか 660 円なので影響はそんなに大きくないと思います。

(事務局) この水道料金改定にあたって一つ懸念事項があり、これまでも企業さんが自分のところで井戸を掘って、市の水道から切り替えられたところがありました。そういった部分を考慮し設備投資・維持管理などを考えて自分のところで井戸を掘る場合と、市の水道を使った場合の比較検討を行っております。A タイプの場合、市の水道から切り替えの可能性も含め検討しております。

(委員) 荒尾市では、地下水の利用制限など条例等あるのでしょうか。

(事務局) 制限等はなく、熊本県の方へ許可や届出が必要になります。井戸につけるポンプの口径によって、大きいものは許可となり、小さいものは届出になります。

(浦上会長) 先ほど 500 万と年間の額がありましたけれど、地下水利用と井戸の掘削とポンプをくみ上げるコストについては、今ものすごく安くなって年間 500 万では、数年考えたら自分でポンプをつけてくみ上げた方がずいぶん安くなる可能性がでてくると、さっきおっしゃったように年間 500 万円の料金増であれば、完全に逃げられる可能性がある。

先ほど聞いた条例等については、私の住んでいる西宮や大阪では地盤沈下の可能性があるのですが、条例で地下水の利用制限をかけているところは、そういったところまで心配しなくていいのですが、日本の法律では、土地の所有権は、地下水まで及びますので、勝手にくみ上げることについて、何ら制限がないのであれば、逃げられる。実際ここ 10 年ほど前から起こっている問題で、都市によっては、大口さんのそこだけは安くしますよとそうせざるを得ないこともありますので、今回の料金改定ではそこに気を付けなければならぬ。また、家庭用の皆さまにたくさんご負担していただかなければならないことが将来出てきますので、そこは避けるようしっかり考えていかなければならないと思いますけど。

(委員) この水道料金は平成 3 年から改定していないところであり、今後人口減とすることで、給水人口も減る中で、維持経費は、どんどん増えていくことをご

理解していただき、受益者負担ということも考えて、一方で企業誘致としては南新地土地区画整理事業として動きもありますので、経済性を高める必要もあるかなと思います。先ほどから話が出ています通り、ある程度バランスを保った形での改定がいいのではないかと思います。ライフラインである水道として公共性はもちろんですが、経済性も考え、月額1,000万円との数字もでていきますので、事務局が言っていたBタイプがいいのではないかなと思いました。

(浦上会長) 先ほどの基本料金をその前に出していただいた、メーターの費用交換を踏まえ一応考慮されて、口径が大きくなれば、倍くらい費用になっていますので、基本料金も倍ぐらいの形に考慮していただいている。近隣の市と比較して大きく外れているとどうしても住民の皆さんや企業の方も気にされるので、そういう意味では、そんなに大きく外れてないですし、平均より低い基本料金にはなっています。料金体系ですから基本料金を決めただけで、従量料金をどうやって取るのか、ご苦労されているし、考えるべき視点がありすぎて、皆さん頭の中が複雑になっているところがあるかもしれません。

全体として、15%と基本にありますので、その15%をどのように負担していただくかというところで、資料として件数と差額を単純に掛けるとはいかないと思いますけど、仮にかけたとして1,000万円の配分が、どこにどれくらいご負担していただいているというのは、どうですか。出した方がわかりやすいですか。

(事務局) 次回の第4回の審議会にて提出します。

(浦上会長) どの区分のところ、今回の料金改定の大きな部分をご負担していただくのか。まあ、見えた方がわかりやすいので、その資料の準備をお願いします。

(事務局) わかりました。

(浦上会長) そのほか、何かご質問ありますでしょうか。

(浦上会長) 今回は、資料2の10ページのところ上の5つ。料金改定の上の5つは、前回からの修正を含めて、ご承認いただいたものですが、そのうち基本料金を口径別にします。基本水量を廃止し、1m³から従量料金を設定させていただき、全体として15%ほどアップすることが前提として、シミュレー

ションしていただいている。料金改定ですから従量料金しかも段階別逓増型従量料金と言われるように使えば使うほど、単価が上がっていくという料金表を持っていましたので、それに従って前回の逓増度に合わせたもの、逓増度から少し緩和したもの、逓増度を無くしたものでシミュレーションしていただきましたけれども、そのままにすれば大口さんのところに負担が増すのがAタイプ、逓増度を無くして使っても使っても同じ額であれば、大量に使っていただいている利用者の金額が下がり、逆に少量利用者に負担が行ってしまうので、今回は料金改定について皆さまに更なるご負担をお願いするとこなのになのに料金が下がってしまうようなところがあると不公平になるため、AタイプとCタイプは、バランスにかけているところから、事務局の提案としてはやはりBタイプがバランスの取れた今回の逓増度についての決め方になるのではないかとのご提案でした。

審議会では、10ページの上5つに合わせまして、A・B・Cご提案いただいた逓増度の中で、バランスのとれた今回ご提案のあったBタイプの方がよりバランスが取れているのではないかとということで、それを基にした料金改定の方向性を審議の結果、承認したいとまとめさせていただきたいのですが、皆様よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(浦上会長) ありがとうございます。それでは、本日の議事については以上となります。それでは、以降の事務連絡について、事務局にお戻ししたいと思います。

(事務局) 事務局より2点連絡。

① 資料6水道料金見直しに向けた審議会のスケジュール(案)の説明。
次回、審議会での諮問(案)及び日程確認。

【次回審議会予定 8月25日水曜日 10時から開催(場所は後日通知)】

② 水道事業・下水道事業の啓発について

3. 閉会

(事務局) 閉会の挨拶

(注) 本議事要約版は、今後字句等の修正があり得ることを念のため申し添えます。